

令和5年阪神高速細則第1号

阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領を次のように制定する。

令和5年3月9日

経理担当執行役員

阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、阪神高速道路株式会社における購入等(阪神高速道路株式会社契約規則(平成23年阪神高速規則第10号。以下「契約規則」という。))第2条第4号に規定する購入等をいう。以下同じ。)の契約において、当該契約を履行する能力及び意思を有し、競争入札へ参加させる又は契約の相手方とすると認められる者(以下「契約の申込をさせるべき者」という。))が、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領(平成17年阪神高速細則第26号。以下「競争参加停止等取扱要領」という。))別表第1(ただし、第3号、第6号及び第8号を除く。以下同じ。))及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。))に掲げる措置要件の一に該当するとき(別表各号において「工事等」とあるのは「購入等」と読み替えるものとする。))に、契約規則第7条第4項及び競争参加停止等取扱要領を準用して、取引停止の措置を行うための事務手続きを定めることを目的とする。

(取引停止)

第2条 取引停止とは、契約の申込をさせるべき者に対して、一般競争入札に係る競争参加資格確認を行わない、又は契約の相手方としない措置をいう。

2 社長は、取引停止の措置を行うべき対象者を定め、契約責任者が個別の契約において、契約の申込をさせるべき者が取引停止措置の対象者であることを確認したときに取引停止を行うものとする。

(取引停止の対象者)

第3条 社長は、競争参加停止等取扱要領別表各号に掲げる措置要件の一に該当する者を、取引停止の対象者と定めるものとする。

2 前項の場合、競争参加停止等取扱要領別表各号に規定する期間に基づいて、情状に応じて期間を定めるとし、次の各号に掲げる事項(以下「措置の内容」という。)を明らかにしておかなければならない。この場合、取引停止措置の対象となった旨を書面等により当該対象者へ通知することは行わない。

一 対象者の名称及び住所

二 取引停止を行う期間

三 事実概要

四 取引停止措置理由(競争参加停止等取扱要領別表各号の適用関係)

3 取引停止の対象者を定めるにあたっては、前各項に定めるもののほか、競争参加停止等取扱要領第4条及び第5条までの規定を準用する。この場合において、「有資格業者」とあるのは「取引停止の対象とすべき者又は措置期間中の場合にあつては取引停止の対象者」と、「競争参加資格停止」とあるのは「取引停止」と、「工事等」とあるのは「購入等」と読み替えるものとする。

4 社長が取引停止の対象者を定めたときは、契約責任者に対し措置の内容を通知するものとする。

(取引停止の適用)

第4条 契約責任者は、取引停止の対象者から一般競争入札への競争参加資格の確認を申請された場合は、当該申請者に対して競争参加資格を認めてはならない、また、取引停止の対象者に係る一般競争入札への参加資格を既に確認しているときは、当該確認を取り消すものとする。

2 前項の措置は、契約の申込をさせるべき者に対し別に定める競争参加資格確認結果通知書により通知するとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載することにより、措置理由等を開示しなければならない。

3 契約責任者は、取引停止の対象者を契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、予め社長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 契約責任者は、取引停止の対象者が契約の全部若しくは一部を下請けし、又は受注することを承認してはならない。

(情報公表)

第5条 取引停止に係る措置の内容は、公表しないものとする。

2 第3条第2項後段にかかわらず、取引停止の対象者から取引停止に係る措置の内容について、問い合わせがあり、必要があると認める場合には、当該取引停止の対象者に対し、回答できるものとする。

(承継)

第6条 合併等により取引停止の対象者から営業を実質的に承継したと認められる者は、当該取引停止期間中の取引停止の対象者の取引停止措置を継承するものとする。

附 則

この細則は、令和5年3月9日から施行する。